

障第1674号
令和6年2月14日

各指定障害児入所施設管理者
各指定児童発達支援事業所管理者
各指定放課後等デイサービス事業所管理者
（岐阜市所管の施設等を除く。）

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

保育士特定登録取消者管理システム稼働に向けた利用者情報登録に係るFAQの
送付について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、児童福祉法の改正を踏まえた保育士特定登録取消者管理システム稼働に向けた利用者情報登録については、令和6年2月9日付けで周知および依頼させていただいたところですが、このたび当該システムへの登録に係るFAQについて、こども家庭庁より別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

未登録の事業者におかれましては、当該FAQをご確認のうえ、登録作業を進めていただきますようお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		